

## 第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議の傍聴に関する要領

### （目的）

第1条 この要領は、第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議設置要項第5条第2項に基づき、第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）の傍聴に係る手続き、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

### （傍聴者の定員）

第2条 検討会議における傍聴者の定員は、10名とする。

### （傍聴の申込及び傍聴者の決定方法）

第3条 傍聴を希望するものは、検討会議傍聴申込書により、事前に申し込むものとする。なお、希望者多数の場合は、先着順で決定し、傍聴者には傍聴証を交付する。

### （会場に入ることができない者）

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者は、会場に入ることができない。

### （傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 検討会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴者は、傍聴席においては、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。

(座長の指示)

第7条 座長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴者がこの要領又は座長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

(報道関係者の取扱)

第8条 報道関係者は、第2条、第3条の規定に関わらず、検討会議を傍聴することができる。

(附則)

この要領は、令和7年5月14日から施行する。